

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

平成24年3月 7日

佐嘉神社記念館 3階

目 次

	頁
議事 1 平成 23 年度主要事業の報告について	
(1) 第 5 期介護保険事業計画の策定について……………	1
(2) 第 5 期からの制度改正について	
1 要介護認定に係る有効期間の見直しについて……………	2
2 介護報酬、基準省令等の改正について……………	4
3 地域密着型サービス事業に係る指定基準について……………	7

議事 1 平成 23 年度主要事業の報告について

(1) 第 5 期介護保険事業計画の策定について

1 事業の概要

介護保険法第 117 条に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画を平成 23 年度中に策定するものとしており、高齢者要望等実態調査、策定委員会による審議を踏まえ、平成 24 年 3 月に計画策定を行った。

2 策定の経緯

① 高齢者要望等実態調査の実施

時 期 平成 23 年 2 月

対象者 佐賀中部広域連合管内の高齢者

* 補足調査等を 2 回実施

② 策定委員会の開催

期 間 平成 23 年 6 月から平成 24 年 1 月まで

回 数 策定委員会開催回数 6 回

策定委員会分科会開催回数 2 回

③ 広域連合議会

給付費及び保険料に係る予算及び条例等の審議

会期 平成 24 年 2 月 14 日から 17 日まで

3 その他

① 事業計画書の配布

配布時期 4 月上旬

配 布 先 広域連合関係市町、地域包括支援センター
介護保険施設、居宅介護支援事業所
医療・福祉・行政の関連団体等

② 広報等

ア 事業計画概要版の配布

配布時期 4 月中旬

配 布 先 広域連合内全世帯

イ 住民説明会の開催

住民に対する説明会開催

老人クラブ、民生委員会等への出張説明会

(2) 第5期からの制度改正について

1 要介護認定に係る有効期間の見直しについて

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（本年2月23日開催）

抜粋 P 356より

3. 要介護認定について

(1) 認定有効期間の拡大について

要介護認定については、要介護認定者数の増加により市町村における要介護認定事務の負担が増加しているため、当該事務の負担軽減の観点から、平成23年4月より、区分変更認定の有効期間及び更新認定における要介護から要支援、または要支援から要介護に変更となった場合の有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう拡大したところである。

さらに、当該事務の負担軽減に資するよう、以下の通り見直しを行うこととした。

- ・ 新規の要介護認定及び要支援認定に係る有効期間について、これまで原則6ヶ月（認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては3～5ヶ月の範囲で定めることが可能）であったものを、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう拡大する。

※原則6ヶ月には変更なし

なお、実施時期は平成24年4月1日を予定しており（平成24年4月1日以降に受理した新規の要介護認定申請及び要支援認定申請から適用）、各都道府県におかれても、その円滑な実施に向けて管内市町村等に対して周知をお願いしたい。

【認定の有効期間を原則6ヶ月より長く設定可能な場合】

- ・ 身体上または精神上の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ・ 同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断する）
- ・ その他、認定審査会が特に必要と認める場合

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)や市町村からの意見を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間(改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲(改正後)
新規申請	6ヵ月	3～6ヵ月	6ヵ月	3～12ヵ月
区分変更申請	6ヵ月	3～12ヵ月	6ヵ月	3～12ヵ月
更新申請	前回の要支援 → 今回の要支援	3～12ヵ月	12ヵ月	3～12ヵ月
	前回の要介護 → 今回の要介護	3～24ヵ月	12ヵ月	3～24ヵ月
	前回の要支援 → 今回の要介護	3～12ヵ月	6ヵ月	3～12ヵ月
	前回の要介護 → 今回の要支援	3～12ヵ月	6ヵ月	3～12ヵ月

2 介護報酬、基準省令等の改正について

ア 現在の進捗状況

平成24年1月25日に社会保障審議会に厚生労働大臣より改定内容に係る諮問を行い、原案了承の答申を受けたこと、また、それに伴う所要の省令の改正等を行うため、平成24年1月26日～2月24日に報酬改定及び省令改正のパブリックコメントが行われた。

今後は、3月中旬から下旬にかけて、介護報酬に係る告示及び省令改正が行われる。

イ 佐賀中部広域連合の対応

① 事業所周知

佐賀県と共同で、次の日程で事業者説明会を行う。

3月8日 午前10時から
会場：アバンセ

3月9日 午前10時から
会場：多久市中央公民館

② 住民周知

- ・「介護保険べんり帳」の配布
配布時期 4月中旬
配布先 広域連合内全世帯

ウ 改正点の主な内容

① 基本的な考え方

- ・改定率について

介護職員の処遇改善の確保、賃金、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、全体で1.2%の介護報酬改定を行う。

② 基本的な視点

高齢者の尊厳保持と自立支援という介護保険の基本理念を一層推進するため、以下の基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

- ・地域包括ケアシステムの基盤強化
- ・医療と介護の役割分担・連携強化
- ・認知症にふさわしいサービスの提供

③ 全サービスの報酬・基準見直しに関する内容

介護職員の処遇改善等に関する見直し

- ・介護職員の処遇改善に関する見直し（次ページ参照）
- ・地域区分の見直し

介護職員の処遇改善に関する見直しについて

(平成24年1月26日～2月24日厚生労働省パブリックコメント案)

抜粋

Ⅱ 各サービスの報酬・基準見直しの内容

1. 介護職員の処遇改善等に関する見直し

(1) 介護職員の処遇改善に関する見直し

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間、介護職員処遇改善加算を創設する。なお、平成27年4月1日以降については、次期介護報酬改定において、各サービスの基本サービス費において適切に評価を行うものとする。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(新規) 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(新規) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の90/100

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(新規) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の80/100

<サービス別加算率>

サービス	加算率
(介護予防) 訪問介護	4.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.8%
(介護予防) 通所介護	1.9%
(介護予防) 通所リハビリテーション	1.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	2.5%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4.0%
夜間対応型訪問介護	4.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.9%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4.2%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
地域密着型介護老人福祉施設	2.5%
複合型サービス	4.2%
介護老人福祉施設	2.5%
介護老人保健施設	1.5%
介護療養型医療施設	1.1%

(注1) 所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

(注2) (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とする。

※算定要件（介護職員処遇改善交付金の交付要件と同様の考え方による要件を設定。）

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (3) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に届け出ていること。
- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成20年10月から(3)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 地域密着型サービス事業に係る指定基準について

ア 介護保険法の改正について

改正介護保険法（平成24年4月1日施行）の規定により事業所の指定基準を地方公共団体が条例で定めることとなっている。

- ・地域密着型サービス……市町村（介護保険者）
- ・地域密着型サービス以外のサービス……都道府県

イ 定めるべき指定基準

- ① 事業所の法人格
- ② 人員基準
- ③ 設備基準（面積等）
- ④ 小規模多機能及び認知症デイの利用定員
- ⑤ 運営基準（利用者の適切な利用、処遇、安全基準及び秘密保持に限る）
- ⑥ 小規模多機能及び認知症デイ以外の利用定員
- ⑦ その他の指定等に必要な基準

- ※ ・①～⑤は、厚生労働省令の定める基準に従うものとするが、厚生労働省令で定める範囲内で独自の基準を設けることができる。
- ・⑥は、厚生労働省令の定める基準を標準とする
 - ・⑦は、厚生労働省令の定める基準を参酌する

ウ 佐賀中部広域連合における方向性

指定基準の作成については、佐賀県下一斉で行うことにより、県内の基準を均衡化し、また、事務の軽減を図る。

（スケジュール等）

- | | |
|----------|----------------|
| 平成24年4月～ | 指定基準の県内協議 |
| 7月～ | 指定基準のパブリックコメント |
| 9月～ | 条例・規則の原案作成 |
| 平成25年2月 | 広域連合議会議案提出 |